

談合情報対応マニュアル

第1 一般原則

1 情報の確認、調書の作成

入札に付そうとする工事について入札談合に関する情報があつた場合には、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ電話等により通報すること。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

2 報告

事務局は1により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を報告書（別記様式第1）にまとめ、速やかに委員会を招集し、報告を行うこと。

なお、事務局において、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も、報道に基づき報告書（別記様式第1）をまとめ、報告を行うこと。

3 委員会の召集及び審議

委員会は、2により事務局からの報告を受けた場合、当該情報の信憑性及び第2以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4 公正取引委員会への通報

委員会の審議を踏まえて第2以下の手続によることとした情報（以下「談合情報」という。）については、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

5 報道機関等との対応

談合情報を事務局が把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、委員長の指示により、契約検査室長が対応すること。

また、談合情報については、公正取引委員会へ通報している旨を明らかにすること。

第2 具体的な対応

談合情報があつた場合には、原則として、次に従い対応すること。

なお、詳細な手続等は、第3に従うこと。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

（1）公正取引委員会への通報

談合情報の提供があつた旨を直ちに公正取引委員会へ別記様式第1により通報すること。なお、追加談合情報、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があつた場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

（2）事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。聴取結果については事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(3) 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる場合には、豊中市工事請負契約等入札心得、豊中市工事請負契約等電子入札心得及び豊中市工事請負契約等入札心得（事後審査方式）第6条を適用し、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。また、その旨を公正取引委員会へ速やかに通報すること。入札の執行を延期した場合で、工事費内訳書及び入札書が提出されていた場合、それらを保管するとともに、入札を取り止めた場合、公正取引委員会への通報にあわせてそれらの写しを提出すること。さらにこの場合、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に関する手続について」（平成15年3月10日国地契第94号、国官技第305号、国営計第170号。以下「入札契約適正化法第10条に関する手続通達」という。）の規定により、公正取引委員会への通知を行うこと。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

①事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。また、誓約書の写しを公正取引委員会に送付すること。

②この場合、全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書を提出するよう要請すること。ただし、工事費内訳書の提出を求めることとしていない入札である場合において、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提出を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書のチェックの必要性等を考慮の上、工事費内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提出を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

③入札には、積算担当官（当該工事の積算内容を把握している職員）が立ち会い、工事費内訳書を入念にチェックすること。

④工事費内訳書のチェックにおいて、談合の事実があったと認められる場合には、(3)により対応すること。

⑤入札終了後に、入札調書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(5) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても開札するか否かは明らかでないため、開札日において、(2)以下に従い対応すること。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを第1の3により判断すること。

(1) 契約締結以前の場合

①公正取引委員会への通報

談合情報があつた旨を直ちに公正取引委員会へ別記様式第1により通報し、併せて入札調書の写しを送付すること。なお、追加談合情報又は入札の無効の決定があつた場合には逐次

かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

②事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

③明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、豊中市工事請負契約等入札心得、豊中市工事請負契約等電子入札心得及び豊中市工事請負契約等入札心得（事後審査方式）第7条第1項第9号を適用し、入札を無効とすること。また、その旨を公正取引委員会へ速やかに通報すること。さらにこの場合、入札契約適正化法第10条に関する手続通達の規定により、公正取引委員会への通知を行うこと。

④談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結すること。また、誓約書の写し及び入札調書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

（２）契約締結後の場合

①公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ別記様式第1により通報し、併せて入札調書の写しを送付すること。なお、追加談合情報等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

②事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

なお、事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会へ速やかに通報すること。さらにこの場合、入札契約適正化法第10条に関する手続通達の規定により、公正取引委員会への通知を行うこと。

第3 個別手続の手順等

第2に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

事務局は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を別記用紙第1の報告書にまとめること。

2 公正取引委員会への通報等

（１）公正取引委員会への通報等は、事務局において別記様式第2により豊中市長名で行うこと。

（２）公正取引委員会の窓口は、近畿中国四国事務所第1審査課である。

（３）その後の調査結果に関する公正取引委員会への通報等は、別記様式第2の2を参考とすること。また、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合又は事情聴取した全ての業者が談合の疑いを否定した場合には、これらを入札終了後にまとめて

送付することができる。なお、追加談合情報、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合は、公正取引委員会への通報にあわせて、手続の各段階において、事情聴取書及び工事費内訳書、入札書の写し等を送付すること。また、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合は、入札契約適正化法第10条に関する手続通達の規定により、公正取引委員会への通知を行うこと。

また、通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は提出した資料についての的確な対応ができるよう内容を整理しておくこと。

- (4) 公正取引委員会への通報等の後に、公正取引委員会より協力要請があった場合は、事務局を窓口として可能な限り協力すること。
- (5) 一度提出した入札書については、変換しない旨、全ての入札参加業者にあらかじめ周知すること。

3 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、事務局及び発注工事を所掌する部の職員により行うこと。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象者を一社ずつ呼び出し、別紙1を参考として聞き取りを行うこと。
- (3) 聴取結果については、別記様式第3により事情聴取書を作成すること。

4 誓約書の提出等

- (1) 誓約書については、誓約書を公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、別紙2を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。
- (2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、別紙3を参考として注意事項を読み上げること。

5 工事費内訳書の提出

工事費内訳書の提出に当たっては、入札に際し、積算担当者が立ち会い第1回の入札において、全入札者が入札書を入札函に投入した後に、積算担当者が工事費内訳書の提出を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックし、開札すること。

なお、事情聴取、工事費内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができること。

談 合 情 報 報 告 書

令和 年 月 日

情報を受けた日時	令和 年 月 日 () 時 分
工 事 名	
入札（予定）日	令和 年 月 日 時 分
情 報 提 供 者	①報道機関 ②匿名 ③その他（会社名等） ④役職名 ⑤氏名等 ⑥連絡先（住所等） (電話番号)
情 報 手 段	・ 電話 ・ F A X ・ メール ・ 書面 ・ 面接 ・ 報道 ・ その他
情 報 の 内 容	
応 答 の 概 要	
応答者所属・職・氏名	
当該案件の問合せ先	

別記様式第 2

文書番号

令和 年 (年) 月 日

公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所第一審査課課長 様

豊中市長



談合情報等に関連する資料の送付について

当市が発注する、〇〇〇〇〇〇〇〇工事下記工事の入札に関連する追加資料を別添
のとおり送付いたします。

記

(事項)

1. 談合情報報告書 (写)

令和 年（ 年） 月 日

公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所第一審査課課長 様

豊中市長



談合情報等に関連する資料の送付について

令和 年 月 日付で送付いたしました談合情報等について、その後の調査の結果を、別添のとおり追加送付いたします。

記

（事項）

1. 事情聴取書（写）
2. 誓約書（写）
3. 入札調書
4. 入札に関する連絡
5. その他関連資料

※該当する資料を添付すること

事 情 聴 取 書

(記入例)

工 事 名

業 者 名

事情聴取を受けた者

事情聴取者職・氏名

日 時 令和 年 月 日 () 午後 時 分

場 所

質 問	聴 取 内 容
1 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報（新聞報道）等がありますが、そのような事実がありますか。	
2 本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。	
3 あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。	
4 その他必要事項	

別紙 1

事情聴取項目（参考例）

- 1 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報（新聞報道）等がありますが、そのような事実がありますか。
- 2 本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。
- 3 あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。
- 4 その他必要事項

誓 約 書

令和 年 (年) 月 日

豊中市長 様

会 社 名

代表者名

印

担当者名

印

今般の下記工事の競争入札に関し、豊中市工事請負契約等入札心得第 5 条の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守し、落札後、当該工事に関する談合等の事実が明らかになった場合には、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

工 事 名

別紙 3

入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、豊中市工事請負契約等入札心得を遵守し、適正に入札すること。
- 2 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、豊中市工事請負契約等入札心得第 7 条第 9 号により入札は無効とする。